

## 専門家が相談・助言・提案を行います

高齢者雇用安定法により、65歳までの高齢者雇用確保措置に加えて、70歳までの高齢者就業確保措置を実施する努力義務が設けられています。

企業に対して、豊富な専門知識・経験を持った専門家(70歳雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザー)が、70歳までの就業機会確保(※)に向けた具体的な制度改善に係る提案型の相談・援助を行います。

※令和3年4月から努力義務化

### 高齢者戦力化のメリット

- ・高齢従業員の在籍期間が延びることにより、経験豊かな人材が確保できる。
- ・知識や専門性を発揮し、若手従業員に技能の伝承が可能



専門家による援助・相談支援の様子

### 主な支援内容 【無料】

相談・助言…高齢者の活用に必要な環境の整備について相談・助言を行います。

- ・人事管理制度の整備に関すること
- ・賃金、退職金制度の整備に関すること
- ・職場改善、職域開発に関すること
- ・健康管理に関すること

提案…定年引上げ・継続雇用延長等の制度改定などに関する具体的な提案を行います。

- ・課題の洗い出し ・具体的な課題解決策の提案
- ・制度見直しのメリットを見える化
- ・制度整備に必要な規則例等を提供

※詳細は当機構のホームページを確認するか、電話で問い合わせてください。



問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部

☎ 092-718-1310 F 092-718-1314 ✉ fukuoka-kosyo@jeed.go.jp

## 募集

## 優秀勤労障害者の推薦募集

### あなたの職場に在籍されていませんか？

模範的職業人として勤務する障害者について、その努力と功績を称え、これを広く社会一般に周知することにより、障害者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞として表彰を実施しています。

#### 推薦対象者

- ①就職している障害のある方で、その障害を克服していること
  - ②模範的な職業人として業績を上げていること
  - ③職場の同僚等から敬愛されている方
  - ④同一の企業における勤続年数が3年以上
- ※①～④の条件をすべて満たすこと  
※推薦いただいた方全員が表彰されるものではありませんのでご了承ください。

#### 応募方法

上の「推薦対象者」に該当し、応募を希望される場合、当支部ホームページに4月から掲載を予定しています「福岡応募様式(個人)」にご記入の上、郵送またはメールにてご提出ください。

なお、応募は、原則として1事業所につき1名までとさせていただきます。自薦他薦は問いません。

問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部

☎ 092-718-1310 F 092-718-1314 ✉ fukuoka-kosyo@jeed.go.jp

#### 応募先

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
福岡支部 高齢・障害者業務課 あて

メールアドレス:fukuoka-kosyo@jeed.go.jp

※メールの場合は、件名に「理事長努力賞応募」とご記入ください。

#### 応募締切日

令和8年5月8日必着



表彰の様子

